

防人1第5092号
18.5.29
最終改正 防官文(事)第18号
27.10.1

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

事務次官

情報の保全に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について（通達）

標記について、下記のとおり定め、平成18年7月1日から実施することとされたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1 趣旨

隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する「隊員」をいう。以下同じ。）が、情報の保全に関する違反行為を行った場合に係る懲戒処分等の基準（以下「処分基準」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 定義

- (1) 「秘密」とは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密及び自衛隊法第59条に規定する職務上知ることのできた秘密（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定による個人の秘密その他国の安全に係る秘密以外の秘密を含む。）をいう。
- (2) 「秘密漏えい等」とは、隊員が、秘密を漏えいすること及び行政機関個人情報保護法第54条に規定する提供のうち、秘密以外の保有個人情報の「提供」を行うことをいう。

- (3) 「部内情報」とは、防衛省の職員以外の者又は事務に関与しない職員にみだりに知られてはならない情報（第1号に掲げる秘密を含む。）をいう。
- (4) 「部内情報の保全のために必要な措置」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）に定める特別防衛秘密等の保護のために必要な措置
 - イ 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）に定める特定秘密の保護のために必要な措置
 - ウ 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）に定める秘密の保全のために必要な措置
 - エ 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第33号）に定める保有個人情報の安全確保のために必要な措置（同訓令第18条に基づき、これに準じて定める規程を含む。）
 - オ 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）に定める情報の保証のために必要な措置
 - カ その他内部規程に定める部内情報の保全のために必要な措置
- (5) 「情報保全義務違反」とは、隊員が、部内情報の保全のために必要な措置に違反すること及び秘密以外の部内情報をみだりに他人に知らせることをいう。
- (6) 「情報管理者等」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 特別防衛秘密の保護に関する訓令に基づき、特別防衛秘密の保護に責任を有する者
 - イ 特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密の保護に責任を有する者
 - ウ 秘密保全に関する訓令に基づき、秘密保全に責任を有する者
 - エ 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令に基づき、保有個人情報の安全確保に責任を有する者（同訓令第18条に基づき、これに準じて定めるものを含む。）
 - オ 防衛省の情報保証に関する訓令に基づき、情報の保証に責任を有する者
 - カ その他内部規程に定めるところにより部内情報の保全に関する責任を有する者として指定された者
- (7) 「情報管理者等義務違反」とは、前号に掲げる情報管理者等が、その職務上の義務に違反することをいう。
- (8) 「業務用データ」とは、職員が職務上作成し（作成中も含む。）、又は取得したデータであって、当該データに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号の規定に基づき行う開示又は不開示の処分に係る審査基準を適用した場合、不開示情報に該当する情報が含まれるものをいい、次に掲げるものが含まれる。
- ア 秘密電子計算機情報 秘密保全に関する訓令第14条に定める秘密電子計算機情報をいう。
 - イ 特定秘密電磁的記録 特定秘密の保護に関する訓令第2条第4号に定める特定秘密電磁的記録をいう。
 - ウ 特別防衛秘密電子計算機情報 特別防衛秘密の保護に関する訓令第13条に定め

る特別防衛秘密電子計算機情報をいう。

エ 注意電子計算機情報 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第2章第8第1項に定める注意電子計算機情報をいう。

オ 保有個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第3項に定める保有個人情報が記録されている電子計算機情報をいう。

3 処分基準

情報の保全に関する違反行為は、秘密漏えい等、情報保全義務違反及び情報管理者等義務違反に区分し、それぞれの違反行為の具体的類型例に応ずる違反態様は別紙第1及び違反態様に応ずる処分基準は別紙第2のとおりとする。

4 教育等

大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官は、違反行為及びその処分基準の周知徹底を図るため、隊員に対し、必要な教育等を実施するものとする。

5 その他

- (1) この通達の規定は、平成18年7月1日以後にした違反する行為について適用し、同日前にした違反する行為については、なお従前の例による。
- (2) この通達に定めるもののほか、情報の保全に関する違反行為に係る懲戒処分等の実施について必要な事項は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第22条の規定による防衛大臣の承認を得て定める基準により行うものとする。

情報の保全に関する違反行為の類型例

1 秘密漏えい等

違反行為の類型例	違反態様
(1) 自己又は第三者の不正な利益のために、秘密を漏えいすること。	故意に漏えいした場合
(2) 関係職員以外の隊員に対し、部内者だからと考え、秘密にかかわる事項を話すこと。	
(3) 取材に対し、秘密を含む内容と知りつつ、応答し又は文書若しくは業務用データを提供すること。	
(4) 表計算ソフト等を用いて作成された秘密を含む個人情報ファイルを、正当な理由がないにもかかわらず提供すること。	
(5) 隊員名簿を業者等に提供すること。	
(6) 自宅の私有パソコンに業務用データを保存した結果、ウイルス感染等により意図せず秘密の内容をインターネット上に流出させること。	過失により漏えいした場合
(7) 部外者も参加している説明会等において、部内の関係職員のみが参加していると思い込み、秘密にかかわる事項を発言すること。	
(8) 秘密が記載されている文書を紛失した結果、部外者に秘密の内容が知られること。	
(9) 秘密が含まれている業務用データを誤って関係職員以外に F A X ・電報（電信）又はメールで送信すること。	
(10) 秘密の内容を業務の参考としてメモ用紙に記録しておいたところ、当該メモ用紙の内容が流出すること。	

2 情報保全義務違反

違反行為の類型例	違反態様
(1) 指定されたパソコン以外で「秘」以上の情報を取り扱うこと。	パソコン・データ関連の義務違反
(2) 私有パソコンを職場や船舶の居住区画に持ち込むこと。	
(3) 私有パソコン又は私有可搬記憶媒体により業務用データを取り扱うこと。また、その結果、ウイルス感染等により秘密以外の業務用データをインターネット上に流出させること。	
(4) 官品パソコン又は官品可搬記憶媒体を、許可なく職場から持ち出すこと。	
(5) 私有可搬記憶媒体を官品パソコンで使用する事。	
(6) 秘密文書を運搬中、バッグごと電車内等に置き忘れ又は盗まれること（後日、当該バッグが発見され、施錠していたために開けられた形跡が全くないなど漏えいまでは至らない場合。）。	紛失
(7) 指定された保管庫に保管していないなどのずさんな管理により、秘密文書が紛失すること。	
(8) 指定された保管庫に保管していないなどのずさんな管理により、秘密文書を誤って破棄すること。	誤破棄
<p>(9) 秘密文書等関連</p> <p>ア 秘密が記載されている文書を作成したにもかかわらず、秘密文書として管理するための手続を行っていないこと。</p> <p>イ 秘密文書を指定された保管庫に保管しないこと。</p> <p>ウ 保存期限を過ぎているにもかかわらず、長期間秘密文書を破棄しないこと。</p> <p>エ 秘密文書を許可なく複製すること。</p> <p>オ 秘密文書等に「秘」、「注意」等を表示しないこと。</p> <p>カ 秘密が記載されている文書を許可なく持ち出すこと。</p> <p>キ 送信先は間違っていなかったものの、所定の暗号をかけずに秘密が含まれる業務用データをFAX・電報（電信）又はメールで送信すること。</p>	その他の義務違反

(10) 解禁前の公表資料など秘密以外の部内情報を漏えいすること。	
(11) 個人情報関連 ア 個人情報ファイルを記録した媒体を鍵のかかる容器に保管しないこと。 イ 業務上知り得た秘密以外の個人情報の内容をみだりに他人に知らせること。	

3 情報管理者等義務違反

違反行為の類型例	違反態様
(1) 部下等の違反行為について、証拠の隠滅や虚偽の申述を行うこと。	部下等の違反行為の隠ぺい 又は黙認
(2) 部下の隊員から他の隊員が秘密漏えい等を行った旨の通報を受けたが、通報した隊員に口封じを行う等の隠ぺいを行うこと。	
(3) 情報管理者等が形式的な点検を行っていたため、違反行為や不適切な業務処理を発見できず、結果として秘密漏えい等又は情報保全義務違反が生ずること。	情報管理者等の義務を怠った結果、違反行為が発生
(4) 情報管理者等として保全に関する教育を一応行っていたが、不十分な教育であったため、部下は保全に対する意識が薄く、結果として秘密漏えい等又は情報保全義務違反が生ずること。	情報管理者等の義務を一応なしていたが不十分であり、結果として違反行為が発生
(5) 部下等の違反行為は発生していないが、情報の保全等に関する教育指導を全く行わない等、情報管理者等がなすべき義務を怠ること。	その他の義務違反

情報の保全に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準

第1 基本事項

- 1 本処分基準は、違反行為の態様に応じて基本となる処分基準を示したものである。具体的な処分量定の決定に当たっては、違反行為ごとに示す考慮事項のほか、部内外に与える影響、違反者の職責・階級、平素の勤務態度及び既往処分等も含め、総合的に考慮して判断するものとする。
- 2 本処分基準の基準表で示す標準例は、違反態様の代表的な例を選び、標準的な処分基準を示したものであり、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分以外の処分をすることができる。

第2 処分基準

1 秘密漏えい等

(1) 本処分基準は、隊員が秘密漏えい等した場合に適用する。

(2) 考慮事項

具体的な量定の決定に当たっては、秘密の程度、故意・過失の程度、漏えいの動機、漏えいの相手方・状況・媒体・手段又は情報保全義務違反の程度等を総合的に考慮して判断するものとする。

(3) 基準表

違反態様		処分基準	標準例
ア 故意に漏えいした場合	(ア) 特別防衛秘密又は特定秘密の漏えい	免職	
	(イ) 自衛隊法第59条に規定する秘密の漏えい又は行政機関個人情報保護法第54条に規定する保有個人情報の提供	免職、降任又は停職	自己又は第三者の不正な利益のために国の安全に係る秘密を漏えいした場合は、免職

イ 過失により漏えいした場合	(ア) 特別防衛秘密又は特定秘密の漏えい	免職、降任 又は停職	あえて情報保全義務に違反し、過失により特別防衛秘密又は特定秘密を漏えいした場合は、免職
	(イ) 自衛隊法第59条に規定する秘密の漏えい	免職、降任、 停職、減給 又は戒告	あえて情報保全義務に違反し、過失により国の安全に係る秘密を漏えいした場合は、免職、降任又は停職

2 情報保全義務違反

(1) 本処分基準は、情報保全義務違反に対し適用する。

(2) 考慮事項

具体的な量定の決定に当たっては、違反行為の原因・動機、故意・過失の程度、義務違反の程度、義務違反によって生じた事故又は事故の危険の程度等を総合的に考慮して判断する。

(3) 基準表

違反態様	処分基準	標準例
ア パソコン・データ関連の義務違反	免職、降任、 停職、減給、 戒告、訓戒 又は注意	私有パソコン又は私有可搬記憶媒体により業務用データを取り扱った場合は、免職、降任又は停職
イ 紛失	停職、減給、 戒告、訓戒 又は注意	著しく情報保全義務に違反し、特別防衛秘密又は特定秘密に属する文書を紛失した場合は、停職の重処分
ウ 誤破棄	減給、戒告、 訓戒又は注 意	著しく情報保全義務に違反し、特別防衛秘密又は特定秘密に属する文書を誤破棄した場合は、減給
エ その他の義務違反	停職、減給、 戒告、訓戒 又は注意	あえて情報保全義務に違反し、特別防衛秘密又は特定秘密に属する文書を許可なく持ち出した場合は、停職

3 情報管理者等義務違反

(1) 本処分基準は、情報管理者等義務違反に対し適用する。

(2) 考慮事項

具体的な量定の決定に当たっては、情報の取扱者との責任区分、違反行為の原因・動機、故意・過失の程度、義務違反の程度、義務違反によって生じた事故又は事故の危険の程度等を総合的に考慮して判断する。

(3) 基準表

違反態様	処分基準	標準例
ア 部下等の違反行為の隠ぺい又は黙認	免職、降任、 停職又は減給	部下等の特別防衛秘密又は特定秘密の漏えいについて証拠隠滅等を行った場合は、免職
イ 情報管理者等の義務を怠った結果、違反行為が発生	停職、減給 又は戒告	特別防衛秘密又は特定秘密の漏えいに関するものは停職の重処分
ウ 情報管理者等の義務を一応なしていたが不十分であり、結果として違反行為が発生	減給、戒告、 訓戒又は注意	特別防衛秘密又は特定秘密の漏えいに関するものは、減給
エ その他の義務違反	訓戒又は注意	部下等の違反行為は発生していないが、情報管理者等が通常なすべき義務を著しく怠った場合は、訓戒